

大和市告示第28号

大和市民農園事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年2月19日

大和市長 古谷田 力

大和市民農園事業実施要綱の一部を改正する告示

大和市民農園事業実施要綱（平成22年大和市告示第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1 深見西六丁目の項を削り、同表山ざくらの項中「ほか」を削る。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。